

(申請者)
東京都〇〇区〇〇1-1-1
株式会社高山コンサルティング
代表取締役 高山 次郎 印
電話 03-5784-〇〇〇〇

(事務代理者)
東京都渋谷区神南 1-5-4
ロイヤルパレス原宿 5 階
高山社会保険労務士事務所
社会保険労務士 高山 英哲 印
電話 03-5784-0120

解雇予告除外認定申請書「労働者の責めに帰すべき事由」について

労働者 高山一郎の解雇予告除外認定申請に関し、労働者の責めに帰すべき事由は、次の通りである。
《添付資料》

- ・ 資料 1 労働者名簿写し
- ・ 資料 2 出勤簿写し
- ・ 資料 3 賃金台帳写し
- ・ 資料 4 〇〇新聞掲載記事
- ・ 資料 5 本人自筆の手紙写し
- ・ 資料 6 本人の妻からの手紙写し
- ・ 資料 7 就業規則関係条項抜粋写し

《結論》

〇〇署は、労働者 高山一郎を傷害の疑いで平成 2 9 年〇月〇日に逮捕した。〇〇署によると本人は容疑を認めている。当該行為は、就業規則第〇〇条〇号、〇号に規定する懲戒解雇事由に該当し、懲戒解雇処分とすることが相当であることはもちろん、労働基準法第 2 0 条の保護を与える必要のない程度に重大または悪質なものである。

《労働者の責めに帰すべき事由》

- (1) 当社は〇〇区に本社をおく、コンサルティング業を目的とする株式会社である（代表取締役 高山次郎）。事業場は本社の事業場の他、〇〇支社および〇〇支社を置いている。当社の労働者数は、申請日時点で 3 2 6 名である。
- (2) 労働者 高山一郎（以下、「A」という）は平成〇〇年〇月〇日付けで当社が労働契約に基づいて雇い入れた労働者である（資料 1）。A が担当する営業職である。
- (3)
- (4)
- (5)
- (6) 当社就業規則は、懲戒解雇事由として就業規則第〇条〇号「他人に対して暴行、脅迫を加え又は、その業務を妨げたとき」〇号「前条各号の一に該当し、その情状が重いとき（第〇〇条〇号素行不良で事業場の秩序又は風紀を乱したとき）（第〇〇条〇号故意又は重大な過失により、会社の信用を失墜させたとき）」と規定している。よってAの行為は懲戒解雇事由に該当する。
- (7) 解雇予告除外認定申請にあたり、「労働者の責めに帰すべき事由」は以上のとおりである。

以上